

北関東医学会会則

改正	昭和 47. 11. 13	実施	昭和 48. 1. 1
	昭和 49. 11. 17		昭和 50. 1. 1
	昭和 53. 9. 29		昭和 54. 1. 1
	昭和 54. 9. 21		昭和 55. 1. 1
	平成 11. 10. 8		平成 12. 1. 1
	平成 12. 9. 29		平成 13. 1. 1
	平成 16. 10. 8		平成 17. 1. 1
	平成 17. 9. 30		平成 18. 1. 1
	平成 19. 9. 28		平成 20. 1. 1
	平成 23. 11. 1		平成 24. 1. 1
	平成 24. 9. 28		平成 25. 1. 1
	平成 25. 9. 27		平成 26. 1. 1
	平成 27. 10. 2		平成 28. 1. 1

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は北関東医学会 (The KITAKANTO Medical Society) という。
- 第 2 条 本会は事務所を前橋市昭和町三丁目 39 番 22 号
国立大学法人群馬大学大学院医学系研究科内におく。

第2章 目的および事業

- 第 3 条 本会は会員の研究成果の発表を行い、あわせて会員の研究振興を図る。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 機関誌「The KITAKANTO Medical Journal」の発行
 2. 講演会の開催
 3. 研究の助成
 4. その他必要なる事業

第3章 会 員

- 第 5 条 本会会員の種別を次のとおりとする。
1. 正 会 員 本会の目的に賛同し会費を納めるもの。
 2. 名誉会員 本会对し特に功労のあったもののうちから評議員会の議決をもって推薦するもの（会費を納入するにおよばない）
 3. 賛助会員 本会の事業を賛助するもの。
- 第 6 条 会員は機関誌「The KITAKANTO Medical Journal」の配布を受ける。
- 第 7 条 本会に入会するには入会申込書に住所、氏名を明記し、会費を添えて申し込むこと。
- 第 8 条 退会しようとするものは届出なければならない。但し、既納の会費は返済しない。
- 第 9 条 会費を1年以上滞納したものは除名することができる。

第4章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
理 事	若干名
評 議 員	若干名
推薦評議員	若干名
監 事	2 名
編集委員長	1 名
編集委員	若干名
学会委員	若干名
奨励賞選考委員長	1 名
奨励賞選考委員	若干名

第11条 本会役員を選出ならびにその掌務は次のとおりとする。

1. 会長は国立大学法人群馬大学大学院医学系研究科長がこれにあたる。
本会を代表し、理事会、評議員会および総会の議長となる。
会長に事故のあるときは、会長の指名する理事がその職務を代行する。
2. 理事は会長の指名により委嘱する。本会の事務を分掌する。
3. 評議員は評議員会においてこれを選出する。評議員会を組織し、会費、予算その他重要な事項を審議決定する。
4. 監事は評議員会においてこれを選出する。本会の会計を監査する。
5. 編集委員長および編集委員は会長の指名により委嘱する。
本会機関誌の編集にあたる。
6. 学会委員は会長の指名により委嘱する。学会担当理事を補佐する。
7. 奨励賞選考委員は会長の指名により委嘱する。また、選考委員長は互選によって選任し、会長の指名によって委嘱する。

第12条 会長以外の役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

第13条 本会の事務を処理するため主事、および事務職員若干名をおくことができる。会長これを委嘱する。

第5章 集 会

第14条 本会の集会は理事会、評議員会、編集委員会、奨励賞選考委員会、総会および例会とする。

1. 理事会は必要ある場合会長これを招集し、会費、予算その他重要事項を審議する。
2. 評議員会は毎年1回以上会長これを招集する。
3. 編集委員会は必要ある場合編集委員長これを招集する。
4. 総会は毎年1回会長これを招集し、会務報告を行い、併せて学術講演会を開く。
5. 例会は毎年2回開催し、学術に関する演説討論を行う。
6. 奨励賞選考委員会は、必要ある場合会長これを招集する。

第15条 評議員会は評議員の2分の1（但し委任状を含む）以上の出席がなければ開くことができない。

第 16 条 評議員会の議決は出席評議員の過半数による。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 資 産、会 計

第 17 条 本会の資産を分けて基本財産および普通財産の 2 種とする。

第 18 条 本会の基本財産は評議員会の議決によって確実な金融機関に預金し、会長が保管する。

第 19 条 基本財産は消費または担保に供してはならない。但し、本会の事業遂行上やむを得ない事由のあるときは評議員会の議決を経てその 1 部に限り処分することができる。

第 20 条 本会の事業遂行上に要する費用は会費、事業に伴う収入その他普通財産をもって支弁する。

第 21 条 本会の予算は毎会計年度の開始前に評議員会の議決を経なければならぬ。

第 22 条 本会の決算は会計年度の終了後監事の意見をつけて評議員会の承認を経なければならぬ。本会の決算に剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に 編入しまたは翌年度に繰越すことができる。

第 23 条 本会の会計年度は暦年による。

第 7 章 会 則 変 更

第 24 条 この会則は評議員会の議決を経なければ変更することができない。

第 8 章 附 則

第 25 条 この会則施行についての細則は評議員会の議決を経て別に定める。

細 則

評議員の資格

評議員は次の資格を有し、本人の承諾のあるものとする。

但し、職務によって選出された評議員がその職を退いた場合はその後任者とする。

1. 国立大学法人群馬大学大学院医学系研究科、同保健学研究科、医学部 附属病院、生体調節研究所、重粒子線医学推進機構、テニュアトラック 普及推進室（昭和キャンパス）・先端科学研究指導者育成ユニット（先端 医学・生命科学チーム）、未来先端研究機構に在籍する専任の教授、 准教授および講師、評議員を経験した群馬大学の理事。
2. 会長の推薦する医学に関する行政、研究、診療等の機関の長および県、 郡、市の医師会長で評議員会の承認を得た者。
3. 群馬大学医学部同窓会長の推薦する同窓会員且つ正会員で評議員会の 承認を得た者。
4. 2 および 3 で推薦され評議員会の承認を得た者で正会員でないものは、 推薦評議員とし、評議員会へはオブザーバー参加（議決権を有しない） とする。